

第十八条 事業者は、洗面設備を設けなければならない。
事業者は、被服を汚染し、若しくは湿潤するおそれのある労働者のために、更衣設備又は被服の乾燥設備を設けなければならない。

第四章 休養

(休憩の設備)

第十九条 事業者は、労働者が効率的に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。
(睡眠又は仮眠の設備)

第二十条 事業者は、夜間、労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠するとのできる機会のあるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

事業者は、前項の場所には、寝具その他の必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

(休憩室等)

第二十一条 事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することとのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区分して設けなければならない。
(立業のためのいす)

第二十二条 事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばするとのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるいすを備えなければならない。

第五章 救急用具

第二十三条 事業者は、負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。
事業者は、前項の救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
(廃止)

第二条 事務所衛生基準規則（昭和四十六年労働省令第十六号）は、廃止する。

附 則 (昭和五〇年八月一日労働省令第二〇号) 抄

第一 条	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	（昭和五五年一月一日労働省令第 二〇〇号）	抄
（施行期日）	（昭和五一年四月三〇日労働省令第 二二〇号）	
第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。		（計画）の届出に関する経過措置
第二条 この省令による改正前の有機溶剤中毒予防規則（以下「旧有機則」という。）第三十七条第一項、この省令による改正前の鉛中毒予防規則（以下「旧鉛則」という。）第六十一条第一項、この省令による改正前の四アルキル鉛中毒予防規則（以下「旧四アルキル則」という。）第二十八条第一項、この省令による改正前の特定化学物質等障害予防規則（以下「旧特化則」という。）第五十二条第一項、この省令による改正前の電離放射線障害防止規則（以下「旧電離則」という。）第六十二条第一項、この省令による改正前の事務所衛生基準規則（以下「旧事務所則」という。）第二十四条第一項又はこの省令による改正前の粉じん障害防止規則（以下「旧粉じん則」という。）第二十八条第一項の規定に基づく届出であつて、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十一条第一項の届出としての効力を有するものとする。		
第二 旧有機則第三十七条第三項、旧鉛則第六十三条第三項、旧四アルキル則第二十八条第三項、旧特化則第五十二条第三項、旧電離則第六十三条第三項、旧事務所則第二十五条又は旧粉じん則第二十八条第三項の規定に基づく届出であつて、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十一条第二項において準用する同条第一項の届出としての効力を有するものとする。		（罰則に関する経過措置）
第五条 この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとさ		（罰則）

れる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(平成九年九月二十五日労働省令第
三一号)** 抄
(施行期日)

この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

附 則 **(平成九年一〇月一日労働省令第
三二号)**

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 **(平成一六年三月三〇日厚生労働
省令第七〇号)**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中事務所衛生基準規則第五条の改正規定、第七条の次に一条を加える改正規定、第八条の改正規定（「前条」を「第七条」に改める部分を除く。）及び第九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

この省令の施行の際現に中央管理方式以外の空気調和設備又は機械換気設備を設けている室については、当分の間、第一条による改正後の事務所衛生基準規則第五条第一項第一号の規定は、適用しない。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(平成二六年七月三〇日厚生労働
省令第八七号)** 抄
(施行期日)

第一 条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 **(令和三年一二月一日厚生労働省
令第一八八号)**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和四年十二月一日から施行する。

附 則 **(令和四年三月一日厚生労働省令
第二九号)**

この省令は、令和四年四月一日から施行する。